

第3 地域福祉の推進等について

1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）孤立死防止対策の推進について【説明用資料P38参照】

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成24年度に

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、孤立死防止対策の推進をお願いしたところである。

しかしながら、昨年においても自宅で亡くなっていることに周囲が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという痛ましい事案が発生している。

通知の発出後、各地域においてライフライン事業者等との連携協定の締結などの取組みを進めていただいているところであるが、引き続き、連携体制の構築等にご尽力いただくとともに、未だ連携体制が未整備の地域におかれては早期の対応をお願いしたい。

また、「孤立死」防止対策について地域において既に実施されている（又は実施を予定している）事例で、先進的・先駆的と思われるものについて、各都道府県及び市区町村に対して照会を行い、その結果を先般情報提供する（平成25年12月26日地域福祉課事務連絡）とともに厚生労働省ホームページに掲載したので、これらの事例を参考に引き続き地域の実情に応じた取組みを進めていただきたい。

(2) 地域コミュニティ復興支援事業（東日本大震災関係）について

「地域コミュニティ復興支援事業」は、東日本大震災の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れのある方への生活相談や交流の場、居場所づくり、見守り等の支援を面的に行うためのものであり、被災地や避難先の自治体に対する補助事業（基金事業）である。

本事業の実施期間は平成 25 年度末までとなっているが、平成 25 年度補正予算案において、本基金の終期を平成 26 年度末まで延長するとともに、必要な所要額の積み増しを行うこととしているので、引き続き本事業を活用の上、継続的な支援をお願いしたい。なお、生活支援相談員や民生委員といった支援者への精神的なサポートについても事業の対象としているのでご配慮願いたい。

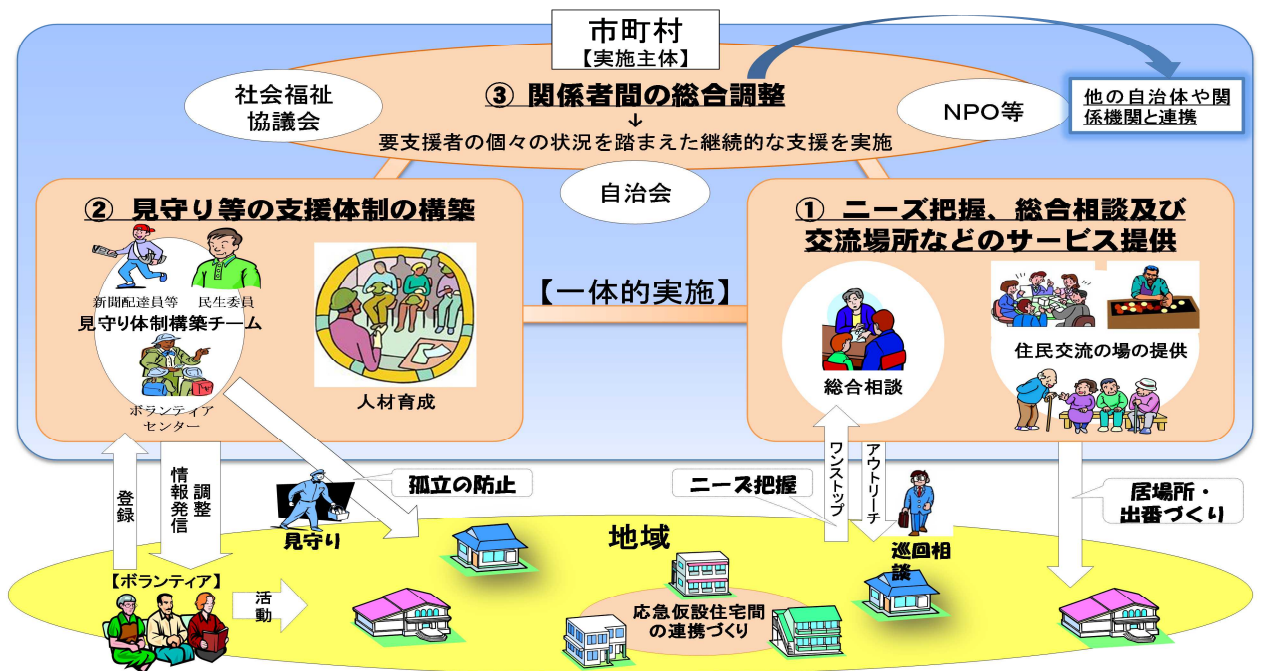
地域コミュニティ復興支援事業

（社会的包摂・「絆」再生事業の一部）

【事業実績】 10県146市町村で実施
（平成25年4月現在）

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



(3) 安心生活基盤構築事業について

ア 安心生活創造推進事業について

「安心生活創造推進事業」は、住民参加による地域づくりを通じて、誰もが安心して生活できる地域基盤を構築するための事業であるので、孤立防止や地域支援の観点から積極的に活用し、地域の再構築を進められたい。

本事業の実施に当たっては、継続的な取り組みが行えるよう、地域の自主財源確保事業に積極的に取り組むとともに、本事業が5か年（Ⅰ期3年、Ⅱ期2年）にわたる事業であることから、効果的・効率的に事業が実施されるようP D C Aサイクルの実施に努めていただくようご留意願いたい。

なお、今後、平成25年度実施事業をとりまとめ好事例などを情報提供する予定である。

イ 日常生活自立支援事業について

認知症高齢者の増加や精神障害者・知的障害者の地域生活への移行が図られる中、判断能力が不十分な方々の地域での生活を支える日常生活自立支援事業の普及が喫緊の課題である。しかし、新規相談件数や利用契約件数は年々増加しているものの、各自治体においての実施状況には大きな差が生じている状況にある。

各都道府県・指定都市におかれては、本事業の重要性を十分に考慮の上、事業のさらなる充実を図るための財源措置などに積極的に対応願いたい。

なお、本事業に対する補助のあり方等については、平成26年度中に見直しを含め検討することとしている。今後、調査協力などお願いすることとなるので、ご配慮いただきたい。

(4) 生涯現役活躍支援事業（「地域資源・人材育成支援事業」の充実）について

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略等により、生涯現役社会の実現に向けて、地域の多様なニーズとのマッチングを推進するなどにより、高齢者等の就労や生きがいづくりなどを促進することが求められている。

ボランティア活動等については、平成25年度から「地域資源・人材育成支援事業」を創設し、地域におけるインフォーマルな活動を推進していくための人

材確保や環境の整備等を図っているところであるが、平成 26 年度予算案では、日本再興戦略等を踏まえ、事業名を「生涯現役活躍支援事業」に改称し、定年退職者等高齢者が地域において、ボランティア・市民活動等に円滑かつ積極的に参加できるよう、企業等に積極的に働きかけを行い、退職前からボランティア・市民活動等への参加意欲を醸成するための支援を行うこととしている。

これらの取組みについては、「生涯現役活躍支援事業」の中の「需給マッチング事業」や「ネットワーク構築・普及啓発事業」（現行と同じ事業）の中で対応できるように実施要領に明記するとともに、就労関係等の生涯現役実現に向けた関連事業（下記〔注〕参照）と連携してモデル的な取組みを行う場合には、「生涯現役活躍支援事業」の中に創設することとしている「生涯現役推進特別事業（仮称）」により支援する予定である。

なお、「生涯現役推進特別事業（仮称）」については、別途連絡することとしている。

〔注〕 関連する事業

- 「地域人づくり事業（仮称）（都道府県の基金事業、平成 25 年度補正予算案）」
（職業安定局所管）

就労関係団体や保健福祉団体と連携し、高齢者の就労機会の創出や高齢者等のニーズと受け手となる地域のニーズのマッチング等を行い、高齢者が希望する就労や社会活動等への橋渡しを行う

- 「高齢者生きがい活動促進事業（平成 26 年度予算案）」（老健局所管）

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って、いきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の立ち上げ支援

（5）地域福祉等推進特別支援事業について

本事業は、地域社会における今日的課題を目指す先駆的・試行的な取組みに対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図ることを目的としたものであり、前述した安心生活基盤構築事業の実施に向けた準備事業として位置づけているものである。こうした趣旨を踏まえ協議申請をしていただくとともに、平成 26 年度は、事業実施から 2 年目となるため、本事業を実施し

ている自治体においては、安心生活基盤構築事業へ移行するようお願いする。

なお、「地域福祉推進等特別支援事業」の補助基準額については、平成 25 年 5 月に発出した「安心生活基盤構築事業等に関する Q & A」（問 16）においてお示ししているとおおり、1 事業あたり、

- ・市町村単位であれば 300 万円程度
- ・都道府県単位であれば 500 万円程度

を目安とするので、ご留意いただきたい。

(6) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24 時間 365 日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成 25 年度は(社)社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施しているところである。

平成 26 年度予算案においても事業予算を計上しているところであり、あらためて事業実施者を公募・選定する予定であるので、ご承知おき願いたい。

(7) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下、「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、平成 25 年 3 月 31 日時点において市区部で 9 割弱が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では策定済み（策定予定含む）が 6 割に達しない状況である。（調査結果については平成 25 年 12 月 10 日付社援地発 1210 第 1 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知参照）

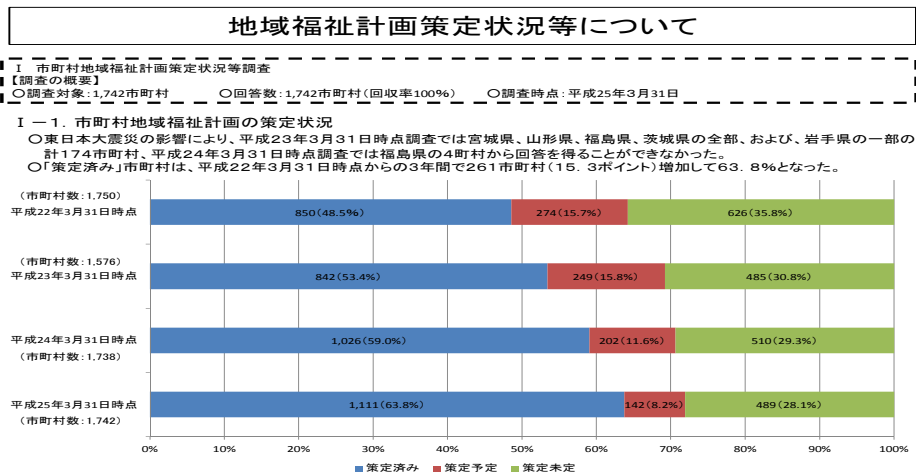
東日本大震災や昨今の孤立の問題化などから、地域の絆の必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められていることから、地域福祉

推進の拠り所となる計画の策定あるいは改定を進めていただきたい。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく新制度が平成 27 年度より施行されることとなっているが、当制度の実施にあたっては、地域の実情に応じ計画的に事業を進めることが必要となるものである。新制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていくうえでも重要な施策であることから地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的である。今後、「生活困窮者自立支援方策（仮称）」を地域福祉計画に盛り込むべき事項としてお示しする方針であるので、ご承知おきたい。

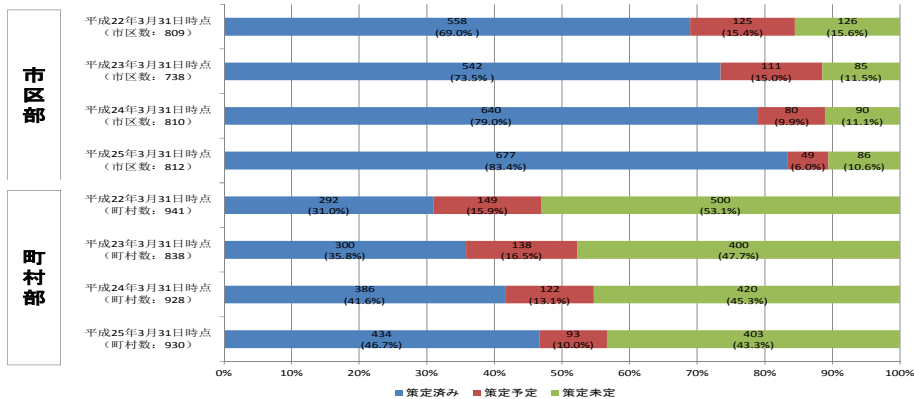
イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取り組み状況を公表しているところであるが、本年も 3 月に調査を実施する予定であるので、ご協力願いたい。



I-2. 市区部・町村部別の策定状況

○「策定済み」回答の割合は、市区部・町村部ともに平成22年3月31日時点より14ポイント以上増加している。
 ○一方で、市区部と町村部の策定率には依然として約1.8倍の開きがある。「策定未定」回答は市区部で10.6%、町村部で43.3%となっており差が大きい。



(8) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

さらに、昨年12月に成立、公布された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）の各事業の実施についても、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能としており、新制度を担う団体として大きく期待されているところである。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や生活困窮者自立支援体制の構築等の一層の推進をお願いしたい。

(9) 民生委員について

ア 一斉改選について

民生委員については、平成25年12月1日に一斉改選が行われたところであるが、その際、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

今回の一斉改選により、定数は236,271人、委嘱数は229,488人となり、前回（平成22年度）の一斉改選と比較すると、定数は2,366人、委嘱数は938人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は97.1%であり、前回（97.7%）から若干低下している。（集計結果については、平成26年1月6日付事務連絡又は厚生労働省ホームページ参照）

引き続き欠員補充に努めていただきたい。

また、今般の一斉改選に伴い新任委員が多く委嘱されたこと及び消費者被害や災害時要援護者への支援など、民生委員への期待も高まっていることから、都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等という）における民生委員研修の企画・実施にあたっては、これらを重点的に行っていただくようお願いする。

（平成26年1月10日付「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）

イ 民生委員法の一部改正(地域主権一括法) について

平成 25 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、民生委員法及び民生委員法施行令等が改正、施行（一部は平成 26 年 4 月 1 日施行）されたところである。

既に関係通知が発出されているところであるが、民生委員法第 4 条関係（民生委員の定数を都道府県等の条例により制定するもの）については、施行期日が平成 26 年 4 月 1 日とされ、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置が講じられているところであるので、条例制定に向けた取組みをお願いする。

(参考)関係通知

- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働事務次官通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（厚生労働省発雇児 0708 第 2 号厚生労働省発社援発 0708 第 4 号）
- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
民生委員・児童委員の定数基準について（雇児発 0708 第 9 号社援発 0708 第 7 号）
- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（雇児発 0708 第 12 号社援発 0708 第 5 号）
- ・平成 25 年 7 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知
民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について（雇児育発 0717 第 1 号社援地発 0717 第 1 号）
- ・平成 25 年 10 月 2 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長事務連絡
民生委員法第 4 条の規定に基づく参酌基準等について

ウ 民生委員活動への支援等について 【説明用資料P 39 参照】

(ア) 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっている。

さらに、先般成立した「生活困窮者自立支援法」においては、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、民生委員が最大限その役割を發揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

このような中、民生委員・児童委員が地域の中核として、その力を十分に發揮できるよう厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置（平成 25 年 10 月）し、活動環境の整備の推進方策について検討を行っているところである。平成 26 年 3 月に報告書を取りまとめる予定である。

また、平成 26 年度予算案では、活動中の事故等に対する補償として全国民生委員児童委員協議会が創設する保険制度への財政支援を行う予定である。（国からの直接補助であり自治体負担はない）

今後も民生委員の活動しやすい環境の整備に向けて取り組むこととしているので、各自治体においても民生委員の支援について特に配慮願いたい。

(イ) 民生委員への個人情報の提供等について

①個人情報の提供

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、一昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を发出しているので、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上

に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施している（実施期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）ので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付）。

②消費者行政との連携

高齢者等をターゲットとした消費者被害が急増しており、その防止対策が大きな課題となっている。高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域全体での見守りや地域支援の観点から、消費者行政と福祉行政の密接な連携を図ることが重要であるので、各自治体におかれても、関係部局と連携の上、高齢者の消費者被害防止に向けて積極的に取組んでいただきたい。

なお、消費者庁において、消費者被害防止対策の一環として、「消費者の安全・安心確保のための地域体制の在り方」に関する報告書がとりまとめられた（平成 25 年 12 月）ところであり、今後、消費者トラブルを抱える者に関する情報を関係機関が共有できるよう法整備に向けて取組むこととされているので、ご承知おき願いたい。

2 生活福祉資金貸付制度について

(地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(1) 生活福祉資金貸付制度の周知と適正な運営について

生活福祉資金貸付制度については、生活困窮者の経済的な自立助長を図る上で有用な支援策の一つである。各地方自治体におかれては、引き続き管内住民に対する周知にご協力をお願いしたい。

また、本制度は、公費による貸付制度であり、償還が不能となった場合、結果として公費で補てんされることになることから、貸付原資の適正な運用が求められるものである。このため、貸付と償還が可能な限り循環していくことができるよう、借受希望者の就労状況等を勘案して償還可能性を適切に見極めるとともに、償還に向けた取組みを引き続き十分行うことが重要である。こうした趣旨を踏まえ、引き続き適正な制度運営が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

なお、総合支援資金等の貸付けに関する相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」で措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成 25 年度補正予算案において、平成 26 年度末まで延長することとしているので、有効に活用されたい。

(2) 生活福祉資金貸付制度の見直しについて

平成 27 年度に新たな生活困窮者自立支援制度が施行されれば、本制度は、家計相談支援事業における貸付のあっせん先の一つとして想定されるなど、新制度と十分な連携を図ることが必要となる。

そこで、新制度施行段階において、本制度がより有効に機能するよう、平成 26 年度中を目途に検討を行い、必要な見直しを行うこととしているので、ご了知いただきたい。

(3) 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付けに関する不正利用対策については、平成 22 年 8 月 6 日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施に

ついて」（社援地発 0806 第1号）を踏まえ、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。

暴力団員等への対応は、警察と社会福祉協議会とが連携して対応することが重要であり、都道府県からも警察に協力を求めるなど、警察からの必要な協力を得られるよう引き続き支援願いたい。

生活福祉資金の資金種別貸付決定状況

資金種類	H20		H21		H22		H23		H24	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉費等	1,736 件	14.9 億円	4,115 件	33.4 億円	5,066 件	39.3 億円	4,782 件	31.3 億円	4,387 件	24.7 億円
緊急小口資金	3,127 件	2.4 億円	15,590 件	13.3 億円	21,376 件	18.6 億円	81,587 件	106.7 億円	11,101 件	8.5 億円
教育支援資金	7,906 件	60.3 億円	13,139 件	93.0 億円	14,287 件	99.7 億円	14,047 件	94.0 億円	14,113 件	94.8 億円
総合支援資金(H21.10～)			26,353 件	178.7 億円	41,344 件	262.2 億円	18,320 件	103.2 億円	9,920 件	51.1 億円
離職者支援資金(～H21.9)	1,610 件	23.0 億円	1,960 件	24.1 億円						
不動産担保型生活資金	119 件	20.1 億円	127 件	21.0 億円	120 件	19.7 億円	93 件	14.2 億円	84 件	12.8 億円
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(H19.4～)	367 件	24.9 億円	244 件	15.7 億円	238 件	16.8 億円	228 件	15.4 億円	284 件	19.8 億円
計	14,865 件	145.6 億円	61,528 件	379.2 億円	82,431 件	456.3 億円	119,057 件	364.8 億円	39,889 件	211.8 億円

※ 各資金種類の貸付決定額は端数を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

※ 平成23年度の緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

※ 平成23年度以降の福祉費については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付けを含む。

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

NO.	都道府県	平成23年度		平成24年度	
		貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)	貸付決定件数	貸付決定金額 (千円)
1	北海道	1,493	932,318	1,054	762,818
2	青森県	789	432,669	585	407,568
3	岩手県	3,615	1,313,801	1,396	924,436
4	宮城県	38,960	5,645,158	155	117,419
5	秋田県	671	355,899	388	195,540
6	山形県	1,142	563,123	826	476,248
7	福島県	25,831	3,905,900	534	186,043
8	茨城県	871	311,700	121	43,452
9	栃木県	661	286,952	362	227,389
10	群馬県	1,266	383,987	1,198	344,939
11	埼玉県	2,371	1,261,220	1,218	627,765
12	千葉県	4,380	2,103,837	3,044	1,370,935
13	東京都	5,397	4,118,751	3,589	3,903,650
14	神奈川県	1,639	758,984	1,406	556,892
15	新潟県	1,014	343,283	525	199,521
16	富山県	327	93,115	251	59,975
17	石川県	740	265,664	597	192,799
18	福井県	175	55,944	139	43,322
19	山梨県	116	28,334	113	40,994
20	長野県	450	162,950	272	91,806
21	岐阜県	509	160,470	386	69,390
22	静岡県	1,704	647,120	999	236,489
23	愛知県	844	332,040	504	257,121
24	三重県	890	323,394	923	279,118
25	滋賀県	668	400,383	663	412,415
26	京都府	3,203	1,435,751	2,023	879,905
27	大阪府	4,738	3,247,255	4,066	2,742,847
28	兵庫県	3,027	1,533,951	2,349	1,007,601
29	奈良県	386	155,676	238	73,629
30	和歌山県	89	62,214	119	84,564
31	鳥取県	309	88,997	328	103,786
32	島根県	260	128,513	208	104,500
33	岡山県	87	51,324	64	40,226
34	広島県	775	207,607	632	162,988
35	山口県	268	90,229	180	62,436
36	徳島県	106	83,871	79	62,824
37	香川県	460	120,954	337	61,283
38	愛媛県	321	139,306	251	83,188
39	高知県	477	309,381	438	275,983
40	福岡県	3,787	1,825,026	3,367	1,577,552
41	佐賀県	30	19,089	19	13,917
42	長崎県	777	504,703	781	509,850
43	熊本県	399	175,056	326	137,494
44	大分県	759	176,137	725	165,312
45	宮崎県	771	427,281	747	432,296
46	鹿児島県	456	110,527	423	137,231
47	沖縄県	1,059	404,667	941	431,055
	合計	119,067	36,484,511	39,889	21,178,511

3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下「法」という。)に基づき、平成25年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(国土交通省との共管。以下「基本方針」という。)を策定したところである。各自治体におかれては、必要に応じて基本方針に沿って、実施計画を策定するとともに、法及び基本方針を踏まえ、引き続き、総合相談事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図りたい。

なお、基本方針については、「生活困窮者自立支援法」の公布に伴い、平成26年度内を目途に一部改正を予定しているのご留意願いたい。

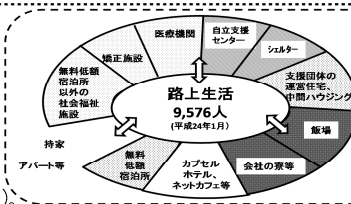
「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しポイント

概要

- 現行の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成20年厚生労働省・国土交通省告示第1号)は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号。以下「法」。)に基づき、平成20年7月に策定。この基本方針の運営期間は、5年間とされており、平成25年7月30日に期間を満了する予定である。
 - * また、平成24年6月に10年間の時限立法であった法の期限が、さらに5年間延長されたことに伴い、引き続き法に基づく基本方針を策定するもの。
- このため、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」の調査結果に関する分析・検証を行った検討会報告書の内容などを基にしながら、最近のホームレスの動向やその取り巻く環境を踏まえて見直しを行ったもの。

平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)検討会」報告書のポイント

- 路上等のホームレスの数は、大幅に減少してきているもの(H15年:25,296人→H24年:9,576人)、その背後には、様々な居住の不安定を抱える層が存在し、これらの層が何らかの屋根のある場所と、路上とを行き来している状況。
 - 高齢層における路上(野宿)生活の固定化・定着化の進行。
 - 一方で、人間関係により仕事をやめたり、家庭内の人間関係や借金など多様な要因により、路上(野宿)生活に陥る若年層の存在。
 - 路上(野宿)生活を一度脱却しても、再度路上(野宿)生活に戻ってしまう層の存在(再路上化の問題)。



今回の見直しポイント

〈固定・定着化が進む高齢層に対する支援〉

- 粘り強い相談支援により、社会生活に復帰させるよう努める。現状としては、一度ホームレスになりその期間が長期化した場合、ホームレスからの脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り、路上(野宿)生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

〈若年層に対する支援〉

- 直ちに一般就労が難しい者に対しては、事業所での軽易な作業等の就労機会の提供を通じて、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」に取り組んでもらうため、NPO等と連携しながら、このような中間的就労の場の推進・充実を図る。
 - また、学校教育の段階では、体系的なキャリア教育を推進する。

※ ホームレスの平均年齢は59.3歳で45歳未満の者は全体の約9%となっており(H24年生活実態調査)、「若年層」とは概ねこのような年齢層をいう。

〈再路上化への対応〉

- 就労によりアパート等を確保したことにより、路上(野宿)生活を脱した後、再度、路上(野宿)生活に戻ることを防止するため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、地域福祉の視点からも見守り支援等に取組む。

(2) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

ホームレスはもとより、職と住まいを失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」により予算措置を行っているところであるが、平成 25 年度補正予算案において、本基金の終期を平成 26 年度末まで延長するとともに必要な所要額の積み増しを行うこととしているので、有効に活用されたい。

(3) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。平成 26 年調査（平成 26 年 1 月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年 4 月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。）が、来年も実施する予定であり（平成 27 年 1 月を予定）、平成 26 年度予算案に当該調査に関する所要の予算を確保したところであるので、引き続きご協力願いたい。

4 ひきこもり対策について（総務課）

厚生労働省では、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策において、ひきこもりを含む相談等の取組を行ってきたが、

- ① ひきこもりに特化した相談窓口がないため、本人や家族が抱える問題や課題が、相談に結びついていないのではないか、
 - ② 関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか、
 - ③ 本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていないのではないか
- などの課題に対応するため、平成 21 年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに特化した専門相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県、指定都市に整備することとした。

このセンターは、ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたものであり、本センターに配置される社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等のひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する地域における拠点としての役割を担うものである。

センターの設置数は、平成 25 年度中に新たに 7 か所設置され、全国で 46 か所となっているが、都道府県、指定都市におかれては、センターの設置や体制強化など、ひきこもり対策のより一層の充実を図ることについて、積極的な取組をお願いしたい。

また、ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化、高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援（ピアサポート）や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題がある。

そのため、平成 25 年度より、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。

当該事業の実施主体は、養成研修事業については都道府県、指定都市、派遣事業については、市町村としているが、いずれの事業も社会福祉法人、NPO法人等に運

営委託が可能であることから、都道府県、指定都市におかれては、ひきこもりの状態にある本人や家族が地域において、継続的かつ実効性のある適切な支援を受けることができるよう、本事業の主旨を十分に理解いただくとともに、事業委託を活用する等、積極的な実施をお願いしたい。併せて、管内市町村に対しても積極的な実施を働きかけいただくようお願いしたい。

なお、ひきこもり施策の一層の充実には、関係機関との密接な連携、協力が必要不可欠であることから、ひきこもり地域支援センターを始め、自治体、福祉、保健医療、教育、就労関係等、既存の社会資源とのネットワークの構築をより積極的に図るとともに、現場での経験を有する当事者団体である親の会等とも連携、協力をお願いしたい。

(参考)

1 事業内容

【ひきこもり地域支援センター設置運営事業】

① 第一次相談窓口と訪問相談支援の業務

ひきこもり本人、家族からの電話、来所、訪問等による相談に応じるとともに、本人の状態に応じて、医療、教育、労働、福祉などの適切な関係機関へつなげる。

また、家族からの要請等により、巡回訪問などのアウトリーチを実施する。

② 他の関係機関との連携

本人の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡会議を設置し、情報交換等各関係機関間で恒常的な連携を図る。

③ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

【ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業】

① 養成研修事業

ひきこもり地域支援センター等で、「ひきこもりサポーター」養成研修や研修修了者の情報管理等を実施する。

② 派遣事業

ひきこもりを抱える家族や本人へ「ひきこもりサポーター」を派遣する。

2 平成 26 年度予算案の概要

- 「セーフティネット支援対策等事業費補助金（150 億円）」のメニュー事業として実施
- 実施主体：
 - ・ひきこもり地域支援センター設置運営事業：都道府県、指定都市
 - ・ひきこもりサポーター養成研修事業：都道府県、指定都市
 - ・ひきこもりサポーター派遣事業：市町村（特別区含む）

（いずれも、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託可）
- 補助率：1 / 2
- 1 か所当たり事業費：
 - ひきこもり地域支援センター設置運営事業：1,000 万円
 - （児童期、成人期併設型は 2,000 万円）